

## ☆ 視覚障がいのある子どもの理解のために

視覚障がいのある子どもを理解するために、基本的な事項について、「障害のある子供の教育支援の手引」を参考にまとめてみました。



### 「視覚障がい」とは

視覚障がいとは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいう。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、慣れない場所においては、物の位置や人の動きを即時的に判断することが困難であって、他者の存在に気付いたり、顔の表情を察したりすることが困難であり、単独で移動することや、相手の意図や感情の変化を読み取ることが難しい等がある。

### <主な障がいの分類>

#### 視力障がい

視力は、ものの形を見分ける力で、一般的に両眼で見た場合の遠見の矯正視力が0.3程度まで低下すると、教育上特別な支援や配慮が必要になる。



#### 光覚障がい

光覚障がいには、暗順応障がいと明順応障がいがある。前者は、うす暗い光の中で目が慣れるのに著しく時間がかかるもので、夜盲といわれる状態である。後者は、明るい所で目が慣れにくく見えにくい状態で、昼盲という。また、通常の光でもまぶしさを強く感じる現象を羞明しゅうめいという。

#### 視野障がい

視野とは、正面を見ている場合に、同時に上下左右などの各方向が見える範囲である。この範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものを求心性視野狭窄、逆に、周囲は見えるが、中心部だけが見えない場所を中心暗点という。



「見えにくさがあるからプリントを拡大する」支援は、視野障がいの場合、見えにくくなる可能性があることに注意です。

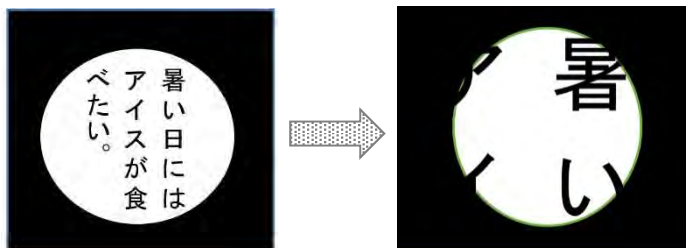
<このように見えているかもしれません。>



求心性視野狭窄



中心暗点



求心性視野狭窄の場合 (イメージです。)

<主な眼疾患> 小眼球、先天白内障、先天緑内障、視神経萎縮、網膜色素変性、網膜芽細胞腫、未熟児網膜症、強度近視など

\* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(令和3年6月) P60～

### 【視覚障がいのある子どもたち】

#### 次のような様子が見られることはありませんか？

見え方、見えにくさは一人一人異なります。

地域支援センター 目の相談室 のびのび (県立視覚支援学校内) の資料から、以下のチェックリストを転載します。かかわっている子どもが、実は見えにくさで困っているのではないか、という視点で確認してみてください。

- 本を読んだり字を書いたりするとき、極端に目を近づけて見る。
- 顔を傾けたり斜めにしたりして見る。
- 人と向かい合うときに視線が合わない。
- 不慣れな場所で、物にぶつかったり段差でつまずいたりする。
- 明るいところで極端にまぶしがる。
- 暗がりで行動がゆっくりになる。

生まれてからずっと見えにくい状態が続いていると、自分自身で見えにくさに気付くことができません。そのため、本人から見えにくさを訴えることはなく、周りも本人の見えにくさに気付かないことがあります。

地域支援センター 目の相談室 のびのび

教育相談専用 TEL 080-7347-3908 URL <https://fukushima-sb.fcs.ed.jp/目の相談>  
(福島県立視覚支援学校内 福島市森合町6番34号 TEL 024-534-2574)

積極的にセンター的機能を活用し、専門的な視点からの助言をもらうことで、その子が最大限に学ぶことができる学習環境を整えることができます。



#### 【本人の障がいの状態を把握するためのポイントとして】

- ◆ 実は弱視である児童生徒に対して、見えているだろうと思って、学習中に板書をノートに書き写さないなどのことを学習意欲のせいにしていませんか？
- ◆ 本人にどういった学習環境だと勉強しやすいか、聞いたことはありますか？  
\* 本人は、自分が見えている環境が当たり前だと思っていることもあり、特に困っていないこともあります。そういった場合は、文字の大きさ、行間等の違うパターンを提示し、本人に読みやすいのはどちらかを考えてもらうと良いかも知れません。
- ◆ 視覚以外に、本人が判断するために日々使っている感覚を知っていますか？
- ◆ 視覚補助具があることをかかわる関係者は知っていますか？



## ☆ 視覚障がいのある子どもの教育的ニーズの整理① ～障がいの状態等の把握～

視覚障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『①障がいの状態等の把握』について、「障害のある子供のための教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」本編をご参照ください。



### ア 医学的側面からの把握

#### 障がいに関する基礎的な情報の把握

把握する事項	留意点等
<b>a 既往・生育歴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出生週数      ・ 出生時体重      ・ 出生時の状態      ・ 保育器の使用</li> <li>・ 障がいの発見及び疑いの診断の時期      ・ 治療及び予後</li> </ul>
<b>b 視覚障害の状態</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眼疾患名      ・ 眼疾患発症の時期      ・ 合併疾患名      ・ 視力（遠見視力及び近見視力（裸眼視力、矯正視力））</li> <li>・ 視野障がいの有無      ・ 光覚障がいの有無</li> <li>・ 視力以外の視機能評価：両眼視の状態、追視の状態等</li> <li>・ 視覚管理上の配慮等（全身運動の制限の有無）</li> </ul>
<b>c 現在使用中の補装具等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眼鏡等の使用（眼鏡・コンタクト・遮光眼鏡）</li> <li>・ 弱視レンズの種類（遠用、近用）</li> <li>・ 使用する視覚補助具と使用の頻度（常用、特定時）</li> </ul>

#### 【観察について】

- ・ 小さい部屋や大きな部屋、施設内の移動の仕方を含め観察する。
- ・ 子どもが慣れない相手とのコミュニケーションに不安を感じている場合は、保護者から日頃観察している点を聞き取ったり相談等のときにおける子どもと保護者との関わりの様子から子どもの行動等で気になる点を把握したりする。
- ・ 素材の異なるおもちゃを用意し、物に対する顔の向きや距離、眼球の動き、おもちゃの受け渡しの際の手の動き、姿勢、音や素材に対する反応、人への要求などの側面を観察する。

#### 【医療機関からの情報の把握について】

- ・ 検査結果、その間の診断や進行性の眼疾患、それに基づく眼鏡等の調整、調光の必要性などの医学的所見
- ・ 視力の発達に関する評価結果、見え方を補う様々な工夫、関係機関との連携などの内容

### イ 心理学的、教育的側面からの把握

#### (ア) 発達の状態等に関すること

把握する事項	留意点等
<b>a 身体の健康と安全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 睡眠、覚醒、食事、排泄、視覚管理上の配慮として眼球への衝撃を与えてしまう運動の制限等や健康状態</li> </ul>
<b>b 保有する視覚の活用状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する文字の選択、適切な文字教材（字体、文字サイズ、最小可読指標、行間・文字間等の条件）、眼鏡や遮光眼鏡等の習慣、アイパッチの活用状況、照明器具の使用</li> </ul>
<b>c 基本的な生活習慣の形成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事、排せつ、衣服の着脱、慣れた場所における単独歩行の技能</li> </ul>

<b>d 運動・動作</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動（歩行、階段の昇降、方向感覚等）・目と手の協応動作の状況</li> <li>・道具・遊具の使用に関する探索操作のための手指の活用</li> </ul>
<b>e 感覚機能の発達</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有する視覚、聴覚等の感覚の活用の仕方・目と手の協応動作・空間における上下、前後、左右などの位置関係等の状態・(必要に応じて)標準化された検査</li> </ul>
<b>f 知能の発達</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ものの機能や属性、形、色、空間の概念、時間の概念、言葉の概念、数量の概念等の実態・(必要に応じて)標準化された検査</li> </ul>
<b>g 意思の相互伝達能力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉による事柄の理解・耳から入る情報をイメージする力（誤ったイメージを作り上げていないか）・(動詞や形容詞の使い方などの言語の発達の段階を把握するため) 絵画語彙検査等の標準化された個別検査</li> </ul>
<b>h 情緒の安定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外での活動が消極的で単独行動が少ない・自己選択や意思の決定が弱く人の意見に流される</li> </ul>
<b>i 社会性の発達</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊び・対人関係・社会生活への経験・事物等への興味や関心・遊びの様子・保護者の子どもへの関わり方</li> </ul>
<b>(イ) 本人の障がいの状態等に関すること</b>	
<b>a 障がいの理解</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の障がいに気づき、障がいを受け止めているか</li> <li>・自分のできないこと・できることについての認識をもっているか</li> <li>・自分のできないことに関して、悩みをもっているか</li> <li>・自分の行動について、自分なりの自己評価ができるか</li> <li>・自分のできないことに関して、先生や友達の援助を適切に求めることができるか</li> <li>・家族が、子どもに対して障害についてどの程度教えているか</li> <li>・子ども自身が、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等で障がいを認識する場面に出会っているか</li> </ul>
<b>b 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、自分から工夫するなどの積極的な姿勢が身についているか</li> <li>・学習上又は生活上の困難を克服しようとする意欲をもっているか</li> <li>・補助的手段を使いこなすことができるか</li> <li>・保有する感覚機能を生かす最も望ましい環境条件を理解しているか</li> </ul>
<b>c 自立への意欲</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で周囲の状況を察知して、行動しようとするか</li> <li>・周囲の状況を判断して、自分自身で安全管理ができるか。</li> <li>・できることは、自分でやろうとする意欲があるか</li> <li>・受け身となる行動が多いか</li> </ul>
<b>d 対人関係</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用的なコミュニケーションが可能であるか。</li> <li>・アイ・コンタクトはどの程度可能か。</li> <li>・協調性があり、友達と仲良くできるか。</li> <li>・集団に積極的に参加することができるか。</li> <li>・集団生活の中で、一定の役割を果たすことができるか。</li> <li>・自分の意思を十分表現することができるか。</li> </ul>
<b>e 学習意欲や学習に対する取組の姿勢</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習の態度（着席行動、傾聴態度）が身に付いているか。</li> <li>・学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。</li> <li>・学習や課題に対する理解力や集中力があるか。</li> <li>・年齢相応の態度や姿勢で学習活動に参加し、内容が理解できるか。</li> <li>・はさみやステープラー、バットやボール等の道具を使用する活動に苦手意識はないか。</li> </ul>



<b>(ウ) 諸検査等の実施</b>	
<b>a 個別検査の種類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 5 m の距離から 1 個ずつ提示できる遠用ランドルト単独指標を用いた遠見視力検査</li> <li>② 30 cm の距離から近見視力標を用いた近見視力検査</li> <li>③ 最も見やすい距離まで目を近付けた場合、どれだけ小さな指標を見分けることができるか(近見用ランドルト単独指標を用いた最小可読指標の検査)</li> <li>④ 視力以外の視機能評価 (フロスティッグ視知覚発達検査等の標準化された検査)</li> </ul>
<b>b 検査実施上の工夫等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 文字による指示を音声で伝えるなど代替表現の工夫</li> <li>② 障がいの状態や程度を考慮した検査時間の延長</li> <li>③ 検査者による補助(被検者の指示によって、検査を部分的に助ける)</li> </ul>
<b>c 検査結果の評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査の下位項目ごとにその内容を十分に分析し、構造的に見て評価する</li> <li>・ 知能検査の結果から、何らかの問題が予見される場合には、例えば、言語学習能力診断検査、視知覚発達検査などの関連する検査を実施し、問題の所在を細部にわたって明らかにする。 (行動観察による)</li> <li>・ 障がいに対する自己理解の程度</li> <li>・ 課題に取り組む姿勢</li> <li>・ 新しい場面への適応能力</li> <li>・ 判断力の確実さや速度</li> <li>・ 集中力等</li> </ul>
<b>d 発達検査等について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査者が子どもの様子を観察しながら、発達の段階を明らかにする方法</li> <li>・ 保護者または子どもの状態を日常的に観察している認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等の担当者に記入してもらう方法 ※子どもの発達の全体像を概括的に把握するよう留める</li> </ul>
<b>e 行動観察について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの行動全般にわたって継続的に行う</li> <li>・ 現在の子どもの様子、これまでの発達の状況や気になっていることなどについて保護者と面談をしてから行動観察を行う</li> <li>・ 直接子どもとの関わりや働きかけを通して行う動的な観察が有効</li> <li>・ 子どもの発達の遅れている側面を補う視点からの指導の可能性についても把握する</li> </ul>
<b>(工) 認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握</b>	
<b>学校での集団生活に向けた情報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊びの中での友達との関わりや興味や関心、社会性の発達など</li> </ul>
<b>成長過程</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園・幼稚園・保育所児童発達支援施設等における成長過程</li> </ul>

## ☆ 視覚障がいのある子どもの教育的ニーズの整理② ～特別な指導内容～

視覚障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『②特別な指導内容』について、「障害のある子供のための教育支援の手引」から、義務教育段階にかかわる部分について一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」本編をご参照ください。



### 視覚障がいのある子どもに対する特別な指導内容

#### ア 保有する視機能の活用と向上を図ること

発達段階に応じて、眼の構造や働き、自己の視力や視野などの状態について十分な理解を図ることが必要である。その上で、保有する視機能を維持及び効果的に活用する必要がある。そのため、学習中の姿勢に留意したり、危険な場面での対処方法を学んだり、両眼で物を追視したりするなどして、視機能の発達を適切に促すことができるように指導することが大切である。

#### イ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

事物・事象の全体像を捉え、必要な情報を抽出して、的確な概念を形成することが難しい。そこで、子供が触覚や保有する視覚などを用い、対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を観察することで、概念を形成できるようにするとともに、それらの概念を日常の学習や生活と結び付けて考えたり、活用したりすることができるように指導することが大切である。

#### ウ 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

小さな文字や地図などの細部、ホームの案内表示など遠くのものを読み取ることが難しいことがある。そこで、遠用・近用などの各種の弱視レンズなどの視覚補助具、地図や資料を拡大するために、タブレット型端末などを効果的に活用できるように指導することが大切である。

#### エ 状況に応じたコミュニケーションに関すること

視覚的な情報の入手に困難があることから、場に応じた話題の選択や、部屋の広さや状況に応じた声の大きさの調節、話し方などに課題が見られることが少なくない。こうした場合、例えば、相手の声の様子や握手をした際の手の感覚から相手の体格や年齢などを推測して話を進めたり、声の響き方から部屋の広さや相手との距離を判断して声の出し方を調節したりするなど、場や状況に応じた話し方を身に付ける指導を行う必要がある。

#### オ 身体の移動能力に関すること

発達段階に応じて、伝い歩きやガイド歩行、他者に援助を依頼する方法などを身に付けて安全に目的地まで行けるように指導することが重要である。また、見えにくい子供の場合は、保有する視覚を十分に活用したり、視覚補助具を適切に使ったりできる力を付けることも必要である。

上記ア～オは、代表的な例になるため、子どもの実態によっては、上記以外の特別な指導内容も考えられることに留意することが大切です。



その子に最も適切な教育を提供するために、必要となる「特別な指導内容」を把握しましょう。

## ☆ 視覚障がいのある子どもの教育的ニーズの整理③ ～合理的配慮を含む必要な支援の内容～

視覚障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『③合理的配慮を含む必要な支援の内容』について、「障害のある子供のための教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」本編をご参照ください。



### (ア) 教育内容

#### a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

見えにくさを補うことができるようにするための指導を行うために

- 例)  視覚補助具の効果的な活用  他者へ積極的にかかわる意欲や態度の育成
- 見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする 等

#### b 学習内容の変更・調整

視覚情報が得にくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行うために

- 例)  状況等の丁寧な説明  観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用
- 複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長
- 体育等における安全確保 等

### (イ) 教育方法

#### a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行うために

- 例)  聞くことで内容が理解できる説明や資料  拡大コピー
- 拡大文字を用いた資料
- 触ることのできないもの（遠くのもの、動きの速いもの等）を確認できる模型や写真 等
- 視覚障がいを補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障（画面拡大、色の調整、読み上げソフトウェア 等）

#### b 学習機会や体験の確保

見えにくさからの概念形成の難しさを補うために

- 例)  実物や模型に触る等、能動的な学習活動を多く設ける。
- 気づきにくい事柄や理解しにくい事柄（遠かったり大きかったりして触れられないもの、動くものとその動き方等）の状況を説明する。
- 学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。

イ  
支援体制

**C 心理面・健康面の配慮**

- 例)  自己の視覚障がいを理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにする。
- 身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作り
- 見えにくいときに、自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。
- 視覚に障がいがある子ども等が集まる交流の機会の情報提供を行う。

**(ア) 専門性のある指導体制の整備**

- 例)  特別支援学校(視覚障がい)のセンター的機能の活用
- 弱視特別支援学級等の専門性を活用
- 眼科医からのアドバイスを日常生活に必要な配慮に生かす。
- 点字図書館等の地域資源の活用

**(イ) 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 例)  その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

**(ウ) 災害時等の支援体制の整備**

- 例)  見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにする。
- 緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。

ウ  
施設・設備

**(ア) 校内環境のバリアフリー化**

- 例)  廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保
- 分かりやすい目印
- 段差等を明確に分かるようにして安全を確保する。

**(イ) 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

見えやすいように環境を整備するために

- 例)  まぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備(ブラインドやカーテン、スタンド等)
- 必要に応じて教室に拡大読書器を設置する。

**(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

- 例)  避難経路に明確な目印や照明を設置する。

上記ア～ウは、代表的な例であり、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子どもの実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切です。



【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例(視覚障がい) Word版

以下の資料は、視覚障がいのある子どもの教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。

1 視覚障がいのある子どもの教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 視覚障がいの状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	視覚障がいの状態	
	現在使用中の補装具等	
心理学的 教育的側面	発達の状態等に関すること	
	身体の健康と安全	
	保有する視覚の活用状況	
	基本的な生活習慣の形成	
	運動・動作	
	感覚機能の発達	
	知能の発達	
	意思の相互伝達的能力	
	情緒の安定	
	社会性の発達	
	本人の障がいの状態等に関すること	
	障がいの理解	
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	自立への意欲	
	対人関係	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	
	諸検査等の実施	
	個別検査の種類	
	検査実施上の工夫等	
	検査結果の評価	
発達検査		
行動観察		
認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握		
② 視覚障がいのある子どもに対する特別な指導内容		
視機能の発達を促す		
的確な概念形成と言葉の活用		
状況の理解と変化への対応や他者の意図や感情の理解		
保有する視機能の活用と向上を図ること		
認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること		

	感覚の補助及び代行手段の活用に関すること	
	状況に応じたコミュニケーションに関すること	
	身体の移動能力に関すること	
<b>③ 視覚障がいのある子どもの教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容</b>		
ア 教育内容・方法	(ア)教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ)教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
	c 心理面・健康面の配慮	
イ 支援体制	(ア)専門性のある指導体制の整備	
	(イ)子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ)災害等の支援体制の整備	
ウ 施設・設備	(ア)校内環境のバリアフリー化	
	(イ)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ)災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

<b>2 学校や学びの場について</b>		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する学校、教育の場	
	希望する通学方法	

<b>3 その他</b>		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種		

参考・引用：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）